令和7年分　所得税・市県民税の申告は電子申告・郵送による申告がおすすめです！

ページ番号 1001755　【問合わせ】税務課　☎84-0620

令和7年分の所得税と市民税・県民税の申告受付については、各会場の日程等詳細を「はんだ市報　新年号」で掲載予定です。会場の混雑が予想されますので、電子申告または郵送による申告にご協力をお願いします。なお、税務署による令和7年分の確定申告会場は、パワードーム半田で開設します。

電子・郵送による申告

パソコン・スマートフォン等から申告手続を行うことができます。

所得税の申告

令和8年1月上旬からe-Tax（電子申告）で申告できます。詳しくは「e-Tax　国税電子申告・納税システム」をご覧ください。

▲e-Tax 国税電子申告・納税システム

作成した申告書の郵送による申告も可能です。詳しくは「国税庁ホームページ内【申告書の提出】」をご覧ください。

▲国税庁 申告書の提出

市民税・県民税の申告

市ホームページで市民税・県民税申告書を簡易的に作成することができる住民税申告書作成ツールを導入しています。

▲住民税申告書作成コーナー

作成した申告書は市ホームページの申込フォームから電子送信または以下の郵送先へ送付してください。

▲住民税申告書の電子送信

【郵送先】〒475-8666　半田市東洋町2丁目1番地　半田市税務課市民税担当

令和8年1月1日に償却資産をお持ちの方は申告をお願いします

ページ番号 1001721　【問合わせ】税務課　☎84-0621

市内で事業を行っている方で、令和8年1月1日に償却資産（土地および家屋以外の事業用資産）をお持ちの方は申告が必要です。申告書が必要な方は、税務課へご連絡ください。

※前年度以前に申告のあった方には、12月中旬頃に申告書を郵送します。前回の申告で、申告すべき資産がなくゼロ申告をされた方、電算処理による申告をされた方には「申告についてのお知らせ」のハガキを郵送します。（メールアドレスを登録された方は、メールで送付します。）

※以下に該当するものは申告の対象となりません。

◇家屋と構造上一体となっている建築設備（テナントの場合は内装・設備ともに申告対象）
◇自動車および軽自動車（一部特殊車両は除く）　◇特許権、実用新案権、その他の無形減価償却資産
◇取得価額が20万円未満の償却資産を、3年間で一括して均等償却しているもの
◇リース資産で取得価額が20万円未満のもの

申告期限　**令和8年2月2日（月）**

提出書類　①償却資産申告書（償却資産課税台帳）　②種類別明細書
※詳細は市ホームページの「償却資産申告の手引」をご覧ください。

家屋の取り壊しについて

次に該当する場合は、翌年度から固定資産税・都市計画税の額が変更になる可能性がありますので税務課までご連絡ください。

◇家屋を取り壊した、家屋を新築・増築・改築した、土地・家屋の利用方法を変更した場合
（または上記の予定がある場合）